

## 朝霞市施設等利用費の支給に係る認可外保育施設の基準を定める条例（案） の概要

こども・健康部保育課

### 1 制定理由

令和元年10月1日から実施される幼児教育・保育の無償化の対象となる認可外保育施設は、児童福祉法に基づく届出がされ、国が定める基準を満たすものに限られているが、5年間は当該基準を満たさなくとも、無償化の対象とする経過措置が設けられた。

なお、この経過措置の期間中においても、安全で安心な保育を提供することができるように、市が基準を条例で制定することで、その基準を満たした場合に、無償化の対象施設とすることができることになっている。

本市では、これまで既存の認可外保育施設について、毎年、立入調査を実施しており、その結果、全ての施設で市の要綱に定める指導監督基準を満たしており、安全で安全な保育の提供がなされているが、経過措置の期間中は、国の定める基準を満たさない施設も無償化の対象となることから、保育の質の低下が懸念される。

さらに、現状では、保育者の資格要件が定められていない居宅訪問型保育施設については、今回、新たに国が基準を定めるため、本来であれば、保育の質が確保されるべきところであるが、経過措置の期間中は、そうした点が担保されない場合が発生することが予想される。

以上の点を踏まえ、安全で安心な保育を提供するため、国の定める基準が適用されない経過措置の期間中においても、本市が条例で基準を定めることで、子ども・子育て支援法施行規則第1条に規定する基準を満たす認可外保育施設を無償化の対象とし、保育の質を確保するものである。

### 2 条例案の概要

#### ① 6人以上認可外保育施設

- ・職員配置 0歳児 3:1、1・2歳児 6:1、3歳児 20:1、  
4歳児以上 30:1  
※配置は2人以上。1/3以上が保育士又は看護師(准看護師)資格。
- ・面積/設備 保育室 (1.65㎡以上/人)、調理室、便所 (便器の数はおおむね  
20人:1以上)
- ・非常災害に対する措置 消火用具、非常口の設置、非常災害に対する計画、定期的な  
訓練の実施
- ・その他 保育内容の基準、給食の基準、健康・安全管理の基準

② 5人以下認可外保育施設

- ・職員配置 3 : 1 ※1人以上が保育士又は看護師(准看護師)又は研修修了者
- ・面積/設備 保育室(適切な広さ)、調理設備、便所
- ・非常災害に対する措置 消火用具、非常口の設置、定期的な訓練の実施
- ・その他 保育内容の基準、給食の基準、健康・安全管理の基準

③ 複数雇用認可外居宅訪問型保育施設(ベビーシッター会社)

- ・職員配置 1 : 1 ※保育に従事する者全てが保育士又は看護師(准看護師)又は研修修了者
- ・非常災害に対する措置 定期的な訓練の実施
- ・その他 保育内容の基準、健康・安全管理の基準 ※一部適用除外

④ その他認可外居宅訪問型保育施設(ベビーシッター(個人事業主))

- ・職員配置 1 : 1 ※保育に従事する者全てが保育士又は看護師(准看護師)又は研修修了者
- ・非常災害に対する措置 定期的な訓練の実施
- ・その他 保育内容の基準、健康・安全管理の基準 ※一部適用除外

3 施行予定年月日

令和元年10月1日

4 議会上程

令和元年第2回市議会定例会

## 朝霞市施設等利用費の支給に係る認可外保育施設の基準を定める条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）附則第4条第2項の規定に基づき、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の11第1項の規定による施設等利用費の支給の対象とする認可外保育施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項に規定する施設をいう。以下同じ。）に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

（6人以上認可外保育施設に係る基準）

第3条 法第7条第10項第4号に掲げる認可外保育施設のうち、1日に保育する小学校就学前子どもの数が6人以上であるもの（以下「6人以上認可外保育施設」という。）に係る保育に従事する者の数及び資格については、次に掲げる基準を満たすものとする。

- (1) 保育に従事する者の総数は、2人を下回ることができないものとし、かつ、当該者の数が満1歳未満の小学校就学前子どもにあっては当該小学校就学前子ども3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の小学校就学前子どもにあっては当該小学校就学前子ども6人につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の小学校就学前子どもにあっては当該小学校就学前子ども20人につき1人以上、満4歳以上の小学校就学前子どもにあっては当該小学校就学前子ども30人につき1人以上であること。
- (2) 保育に従事する者の総数の3分の1以上は、保育士又は看護師（准看護師を含む。以下同じ。）の資格を有する者であること。

2 6人以上認可外保育施設は、利用者等に対し、保育士でない者について、保育士、保母、保父その他これらに紛らわしい名称を用いないものとする。

3 6人以上認可外保育施設の設備等については、次に掲げる基準を満たすものとする。

- (1) 小学校就学前子どもの保育を行う部屋（以下「保育室」という。）、調理室（給食を6人以上認可外保育施設外で調理している場合、小学校就学前子どもが家庭からの弁当を持参している場合等にあつては、食品の加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備。以下同じ。）及び便所を備えていること。

- (2) 保育室の面積が小学校就学前子ども1人につき、1.65平方メートル以上であること。
- (3) 1歳未満の小学校就学前子どもの保育を行う場所は、1歳以上の小学校就学前子どもの保育を行う場所と区画され、かつ、安全性が確保されていること。
- (4) 保育室は、採光、換気及び安全性が確保されていること。
- (5) 便所は、便所用の手洗設備が設けられているとともに、保育室及び調理室と区画され、かつ、小学校就学前子どもが安全に使用できるものであること。
- (6) 便器の数は、小学校就学前子ども20人につき1以上であること。
- 4 6人以上認可外保育施設における非常災害に対する措置は、次に掲げる基準を満たすものとする。
- (1) 消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備が設けられていること。
- (2) 非常災害に対する具体的な避難計画が立てられていること。
- (3) 非常災害に備えた定期的な訓練が実施されていること。
- (4) 保育室を2階に設ける場合は、保育室その他の小学校就学前子どもが入りし、又は通行する場所に小学校就学前子どもの転落事故を防止する設備が設けられていること。
- (5) 保育室を2階に設ける場合で、当該保育室を設ける建物が次のア及びイのいずれも満たさないものであるときは、第1号に掲げる設備を設置すること及び第3号に掲げる訓練の実施を行うことに特に留意されていること。
- ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。
- イ 次の表の左欄の区分に応じ、同表の右欄に掲げる設備（小学校就学前子どもの避難に適した構造のものに限る。）のいずれかが1以上設けられていること。

区分	設備
常用	1 屋内階段 2 屋外階段
避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 2 待避上、有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造

	の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
--	----------------------------

(6) 保育室を3階以上に設ける場合は、次に掲げる事項を満たしていること。

ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。

イ 次の表の左欄に掲げる保育室の階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる設備（小学校就学前子どもの避難に適した構造のものに限る。）のいずれかが、1以上設けられていること。この場合において、当該設備は、いずれも避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室から当該設備までの歩行距離が30メートル以内となるように設けられていること。

階	区分	設備
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 2 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段（ただし、当該屋内避難階段の構造は、建築物の1階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外階段

ウ 次のいずれかに該当する場合を除き、調理室と調理室以外の部分とが建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基

準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備によって区画されており、また、換気、暖房又は冷房の設備の風道の当該床若しくは壁を貫通する部分がある場合には、当該部分又はこれに近接する部分に防火上有効なダンパー（煙の排出量及び空気の流量を調節するための装置をいう。）が設けられていること。

(ア) 調理室にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。

(イ) 調理室に調理器具の種類に応じた有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

エ 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料でなされていること。

オ 保育室その他小学校就学前子どもが出入りし、又は通行する場所に小学校就学前子どもの転落事故を防止する設備が設けられていること。

カ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

キ カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

5 6人以上認可外保育施設に係る保育の内容等については、次に掲げる基準を満たすものとする。

(1) 小学校就学前子ども一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容が工夫されていること。

(2) 小学校就学前子どもが安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等がバランスよく組み合わされた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされた保育の計画が定められていること。

(3) 小学校就学前子どもの生活リズムに沿ったカリキュラムが設定され、かつ、実施されていること。

(4) 小学校就学前子どもに対し、漫然とテレビやビデオを見せ続ける等、小学校就学前子どもへの関わりが少ない放任的な保育内容でないこと。

(5) 必要な遊具、保育用品等が備えられていること。

(6) 小学校就学前子どもの最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として適切な姿勢であること。特に、6人以上認可外保育施設の運営管理の任に当たる当該施設の長については、その職責に鑑み、資質の向上及び適格性の確保が図られていること。

(7) 保育に従事する者が保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第11

7号)を理解する機会を設ける等、保育に従事する者の人間性及び専門性の向上が図られていること。

(8) 小学校就学前子どもに身体的苦痛を与えること、人格を辱めること等がないよう、小学校就学前子どもの人権に十分配慮されていること。

(9) 小学校就学前子どもの身体、保育中の様子、家族の態度等から虐待等の不適切な養育が行われていることが疑われる場合には、児童相談所その他の専門的機関と連携する等の体制がとられていること。

(10) 保護者と密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育が行われていること。

(11) 緊急時における保護者との連絡体制が整備されていること。

(12) 保護者や6人以上認可外保育施設において提供されるサービスを利用しようとする者等から保育の様子や6人以上認可外保育施設の状況を確認したい旨の要望があった場合には、小学校就学前子どもの安全確保等に配慮しつつ、保育室等の見学に応じる等、適切に対応されていること。

6 6人以上認可外保育施設に係る給食については、次に掲げる基準を満たすものとする。

(1) 調理室、調理器具、配膳器具、食器等の衛生管理が適切に行われていること。

(2) 小学校就学前子どもの年齢や発達、健康状態(アレルギー疾患等の状態を含む。)等に配慮した食事内容とされていること。

(3) 調理があらかじめ作成した献立に従って行われていること。

7 6人以上認可外保育施設に係る健康管理及び安全管理については、次に掲げる基準を満たすものとする。

(1) 小学校就学前子ども一人一人の健康状態の観察が小学校就学前子どもの登園及び降園の際に行われていること。

(2) 身長及び体重の測定等、基本的な発育状態の観察が毎月定期的に行われていること。

(3) 継続して保育している小学校就学前子どもの健康診断が入所時及び1年に2回実施されていること。

(4) 職員の健康診断が採用時及び1年に1回実施されていること。

(5) 調理に携わる職員の検便が1月に1回実施されていること。

(6) 必要な医薬品、医療用品等が備えられていること。

(7) 小学校就学前子どもが感染症にかかっていることが分かった場合には、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に対し、指示が行われていること。

(8) 睡眠中の小学校就学前子どもの顔色や呼吸の状態のきめ細かい観察が行

われていること。

- (9) 満1歳未満の小学校就学前子どもを寝かせる場合には、仰向けに寝かせることとされていること。
- (10) 保育室での禁煙が厳守されていること。
- (11) 小学校就学前子どもの安全確保に配慮した保育の実施が行われていること。
- (12) 事故防止の観点から、6人以上認可外保育施設内の危険な場所、設備等について適切な安全管理が図られていること。
- (13) 不審者の6人以上認可外保育施設への立入防止等の対策及び緊急時における小学校就学前子どもの安全を確保する体制が整備されていること。
- (14) 6人以上認可外保育施設において提供される保育サービスの内容が、当該保育サービスを利用しようとする者の見やすいところに掲示されていること。
- (15) 6人以上認可外保育施設において提供される保育サービスの利用に関する契約が成立したときは、その利用者に対し、当該契約の内容を記載した書面の交付が行われていること。
- (16) 6人以上認可外保育施設において提供される保育サービスを利用しようとする者から利用の申込みがあったときは、その者に対し、当該保育サービスの利用に関する契約内容等についての説明が行われていること。
- (17) 職員及び保育している小学校就学前子どもの状況を明らかにする帳簿が整備されていること。

(5人以下認可外保育施設の基準)

第4条 法第7条第10項第4号に掲げる認可外保育施設のうち、1日に保育する小学校就学前子どもの人数が5人以下であり、児童福祉法第6条の3第9項に規定する業務を目的とするもの（以下「5人以下認可外保育施設」という。）に係る保育に従事する者の数及び資格については、次に掲げる基準を満たすものとする。

- (1) 保育に従事する者の数が、小学校就学前子ども3人につき1人以上であること。
  - (2) 保育に従事する者のうち、1人以上は、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。以下同じ。）を修了した者であること。
- 2 5人以下認可外保育施設の設備等については、次に掲げる基準を満たすものとする。



- (1) 保育室のほか、調理設備（5人以下認可外保育施設外での調理その他の場合にあつては必要な調理機能）及び便所があること。
- (2) 保育室の面積は、小学校就学前子どもの保育を適切に行うことができる広さが確保されていること。

3 前条第2項、第3項（第1号から第3号まで及び第6号を除く。）、第4項（第2号及び第4号から第6号までを除く。）、第5項、第6項及び第7項の規定は、5人以下認可外保育施設について準用する。

（複数雇用認可外居宅訪問型保育施設に係る基準）

第5条 法第7条第10項第4号に掲げる認可外保育施設のうち、児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とするものであつて、保育に従事する者を複数雇用しているもの（以下「複数雇用認可外居宅訪問型保育施設」という。）に係る保育に従事する者の数は、小学校就学前子ども1人につき、原則1人以上とする。

2 複数雇用認可外居宅訪問型保育施設に係る保育に従事する全ての者は、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者とする。

3 複数雇用認可外居宅訪問型保育施設は、食事の提供を行う場合においては、衛生面等、必要な注意を払うものとする。

4 第3条第2項、第4項（第1号、第2号及び第4号から第6号までを除く。）、第5項（第5号及び第12号を除く。）、第7項（第2号、第3号、第5号及び第6号を除く。）の規定は、複数雇用認可外居宅訪問型保育施設について準用する。この場合において、同項第1号中「小学校就学前子どもの登園及び降園」とあるのは「保育サービスの提供」と、同項第14号中「の見やすいところに掲示されている」とあるのは「に対し書面により提示されている」と読み替えるものとする。

（その他認可外居宅訪問型保育施設に係る基準）

第6条 法第7条第10項第4号に掲げる認可外保育施設のうち、児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とするものであつて、複数雇用認可外居宅訪問型保育施設以外のもの（以下「その他認可外居宅訪問型保育施設」という。）に係る保育に従事する者の数は、小学校就学前子ども1人につき原則1人以上とする。

2 その他認可外居宅訪問型保育施設に係る保育に従事する全ての者は、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者とする。

3 その他認可外居宅訪問型保育施設は、食事の提供を行う場合においては、

衛生面等、必要な注意を払うものとする。

- 4 第3条第2項、第4項（第1号、第2号及び第4号から第6号までを除く。）、第5項（第5号、第6号後段、第9号及び第12号を除く。）、第7項（第2号、第3号、第5号及び第6号を除く。）の規定は、その他認可外居宅訪問型保育施設について準用する。この場合において、同項第1号中「小学校就学前子どもの登園及び降園」とあるのは「保育サービスの提供」と、同項第4号中「採用時及び1年に1回」とあるのは「1年に1回」と、同項第14号中「の見やすいところに掲示されている」とあるのは「に対し書面により提示されている」と読み替えるものとする。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

# 幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要

平成30年12月28日 関係閣僚合意

## 1. 総論

- 「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針2018」を踏まえ、次期通常国会への子ども・子育て支援法改正法案の提出に向けて検討
- 幼児教育の無償化の趣旨 → 幼児教育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性

## 2. 対象者・対象範囲等

### (1) 幼稚園、保育所、認定こども園等

- 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料を無償化
  - ※ 新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限2.57万円（注：国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円）まで無償化
  - ※ 開始年齢 … 原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化
  - ※ 各種学校については、幼児教育を含む個別の教育に関する基準はなく、多種多様な教育を行っており、また、児童福祉法上、認可外保育施設にも該当しないため、無償化の対象外。上記以外の幼児教育を目的とする施設については、乳幼児が保育されている実態がある場合、認可外保育施設の届出があれば、保育の必要性のある子供については無償化の対象
  - ※ 保護者から実費で徴収している費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。3～5歳は施設による実費徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収360万円未満相当世帯）
- 0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

### (2) 幼稚園の預かり保育

- 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化
  - ※ 保育の必要性の認定 … 2号認定又は2号認定と同等の認定（無償化給付のために新たに法制化）
  - ※ 預かり保育は子ども・子育て支援法の一時的預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう指導・監督

### (3) 認可外保育施設等

- 3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化
  - ※ 認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象
  - ※ 上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象
  - ※ 都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定
- 0～2歳：保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

- 認可外保育施設等における質の確保・向上に向けて以下の取組を実施
  - ・ 児童福祉法に基づく都道府県等の指導監督の充実等
    - (①届出対象である認可外保育施設の範囲の明確化と周知、②認可施設への移行支援、③ベビーシッターの指導監督基準の創設等)
  - ・ 給付の実施主体となる市町村における対象施設の把握、給付に必要な範囲での施設への関与等について必要な法制上の措置
  - ・ 都道府県と市町村の間の情報共有等の強化のための方策
  - ・ 5年間の経過措置について、法施行後2年を目途に見直す旨の検討規定
  - ・ 6. の協議の場での議論を踏まえ、地方自治体の実情に応じた柔軟な対応を可能とすることも含め、必要な措置を検討

### **3. 財源**

#### **(1) 負担割合**

- 財源負担の在り方：自治体の負担軽減に配慮しつつ国と地方で適切な役割分担が基本。消費税増収分を活用し必要な地方財源を確保
- 負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4。ただし、公立施設（幼稚園、保育所及び認定こども園）は市町村等10/10

#### **(2) 財政措置等**

- 初年度の取扱い：初年度（2019年度）に要する経費を全額国費で負担
- 事務費：初年度と2年目を全額国費。認可外保育施設等の5年間の経過措置期間に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置
- システム改修費：平成30年度・平成31年度予算を活用して対応

### **4. 就学前の障害児の発達支援**

- 就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについて、利用料を無償化
- 幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象

### **5. 実施時期**

- 2019年10月1日

### **6. その他**

- 国と地方自治体のハイレベルによる協議の場を設置。加えて、引き続き、自治体の事務負担軽減等に向けた検討
- 支払方法：新制度の対象施設 … 現物給付を原則。未移行幼稚園 … 市町村が実情に応じて判断（現物給付の取組を支援）  
認可外保育施設等 … 償還払いを基本としつつ、市町村が地域の実情に応じて現物給付とすることも可
- 今般の無償化を契機に、質の向上を伴わない理由のない保育料の引上げが行われないう、周知徹底